証券コード：1438

GIFU ZOHEN

第57回　定時株主総会
招集ご通知

日　時

2022年12月26日(月曜日) 午前10時
受付開始　午前９時

場　所

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
じゅうろくプラザ　５階　中会議室１
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議　案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

目　次

株主の皆様へ…… 1
第57回定時株主総会招集ご通知…… 2
本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い…… 4
株主総会参考書類…… 5

(提供書面)
事業報告…… 11
連結計算書類…… 28
計算書類…… 41
監査報告…… 51

株式会社岐阜造園

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

本年度は、引き続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシア・ウクライナ情勢、急激な円安による資材価格の高騰などの今までに経験したことのない困難な経済環境でありました。そのような状況においても、当社は更なる企業価値の向上を目指し、2022年9月28日に東京証券取引所スタンダード市場に当社株式を上場することとなりました。これも株主の皆様をはじめとする関係者の方々のご支援の賜物であります。

当社グループの強みは、創業者の確立した植物生態や自然環境要因に最大限の愛情と汗を注入する「匠」の技術と、エコや地球環境に配慮した「人と自然が共生できる造園技術」にあります。カーボンニュートラルや気候変動リスクへの対応が求められる現代社会においては、自然環境の維持再生が重要な課題となっております。その社会的課題を当社グループがどのように解決するか、社会からの大きな期待を感じております。当社グループは、社会からの負託に応えるために、これからも不断の企業努力を続ける所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

2022年12月
代表取締役社長　山田　準

株 主 各 位

証券コード　1438
2022年12月８日
岐阜市茜部菱野四丁目79番地の１
株式会社岐阜造園
代表取締役社長　**山田　準**

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が未だに収束していない状況にありますので、株主の皆様におかれましても、感染リスクを回避するために、書面による議決権行使のご利用をご検討いただきますようお願い申しあげます。書面による議決権の行使に際しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月23日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

議決権の行使についてのご案内



株主総会への出席により議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。



書面により議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月23日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

記

1 日　　時	2022年12月26日（月曜日）午前10時　（受付開始　午前９時）
2 場　　所	岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11 じゅうろくプラザ　５階　中会議室１ （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	**報告事項**　１．第57期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第57期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役１名選任の件 第４号議案　監査役１名選任の件
4 議決権の行使についてのご案内	２頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.gifu-zohen.co.jp/）

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応につきまして、以下のとおりご案内申しあげます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

1．当社の対応

- 新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスク等を着用させていただく場合がございます。

- 本総会の議事進行は、例年より時間を短縮する場合がございます。

2．株主の皆様へのお願い

- 本招集ご通知に記載される書面による議決権をご行使いただき、本総会へのご出席をお控えいただくことのご検討をお願い申しあげます。

- ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調にご不安のある方におかれましては、本総会へのご出席をお控えいただきますようお願い申しあげます。

3．ご出席される株主の皆様へのお願い

- 開催日当日の感染の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染症予防にご配慮いただき、ご出席されますようお願い申しあげます。

- 受付にて検温やアルコール消毒にご協力をいただくことがございます。また、発熱や体調不良と見受けられる方のご出席をお断りすることがあります。あらかじめご了承いただけますようお願い申しあげます。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご出席をお控えいただいていることや株主様への平等性を考慮いたしまして、お土産のご用意はいたしておりません。あらかじめご了承いただけますようお願い申しあげます。

- 本総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際には事前にお目を通しいただけますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト（https://www.gifu-zohen.co.jp/）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金10円　　総額は32,032,380円
なお、中間配当金として１株につき金10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金20円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	（電子提供措置等）
（新　　設）	第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
	2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新　　設）	（附則）
	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
（新　　設）	第１条　2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
	2　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期が満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
平野伸也（ひらのしんや） （1969年１月29日）	1991年３月　当社入社 2010年１月　パインズ事業部長 2018年10月　ガーデンエクステリア事業部長（現任）	－株
取締役候補者とした理由 平野伸也氏は、2010年１月にパインズ事業部長に就任し、2018年10月からはガーデンエクステリア事業部長として、当社の主要な事業の一つであるガーデンエクステリア事業にて、部門長としてのリーダーシップを発揮してきました。 同氏には、長年にわたるガーデンエクステリアに関する高度な知識及び豊富な経験があり、ガーデンエクステリア事業の更なる発展を期待できることから、取締役候補者といたしました。		

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役を１名増員することといたしたく、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　歴　、　当　社　に　お　け　る　地　位 （　重　要　な　兼　職　の　状　況　）	所有する 当社の株式数
小松慶子 （こまつけいこ） （1978年11月５日）	2004年10月　弁護士登録 西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 2011年５月　米国ニューヨーク州弁護士登録 2015年９月　オムロン株式会社入社 2016年10月　株式会社デンソー入社 2021年９月　弁護士法人三浦法律事務所パートナー弁護士（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人三浦法律事務所パートナー弁護士	－株
社外監査役候補者とした理由 小松慶子氏は、過去に直接企業の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、ファイナンス及びM&A等の企業法務に関する経験を有しております。また、企業内法務部としての立場から、M&A、事業提携及びコーポレートガバナンス等に関する法務に従事した経験を有しております。 同氏には、上記のような弁護士及び企業内法務部としての企業法務に関する豊富な経験から、企業の実態に即した視点から法務に関する分野に関して、適切な助言、提言及び客観的かつ実効的な監査が期待できることから、社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．小松慶子氏は、弁護士法人三浦法律事務所パートナー弁護士でありますが、当社と同法人との間で、2022年６月から同年７月までの期間に限り、指名・報酬委員会の設置、運営に関するアドバイザリー契約を締結しております。その内容、取引金額については、当社の規模と比較して、利害関係者の判断に影響をおよぼす程度の重要性はありません。

２．小松慶子氏は、社外監査役候補者であります。

3．小松慶子氏が監査役に選任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。
4．当社は、小松慶子氏の選任が承認された場合には、同氏が、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、両取引所に同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5．当社は、小松慶子氏の選任が承認された場合には、同氏を指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対して、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。
6．小松慶子氏の戸籍上の氏名は、市橋慶子であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2021年10月１日
至　2022年９月30日）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がワクチン接種の進行等により一時的に抑制されたものの、変異株の発生により収束時期を予測することが困難であるなど、依然として慎重な姿勢が求められております。さらに、資源価格の高騰やロシア・ウクライナ情勢などの地政学的リスクの懸念等もあり、景気に対する先行きは不透明な状況が継続しております。

建設業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、工事の一時中止、工期及び発注の延期等が余儀なくされる環境下にあるものの、公共建設投資については、国土強靭化等を背景に既存インフラの管理等を中心に底堅く推移しております。また、民間設備投資については徐々に持ち直しの傾向にありますが、建設資材価格の高騰等の影響もあり、予断を許さない状況が継続しております。一方で、建設業就業者数の減少及び高齢化はいっそう深刻化しており、労働力の確保が喫緊の課題となっております。

このような状況の下で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、受注活動や工事現場での施工に多少の影響は受けているものの、首都圏を中心に開発案件の受注が増加したことや、大手住宅メーカーとの業務提携による受注案件の大型化や共同プロジェクトの進捗等により、受注・売上ともに順調に推移しております。また、働き方改革を推進しつつ、積極的な人材の確保や教育プログラムの策定等、事業規模の継続的拡大に努めてまいりました。

経営成績については、基盤である中部及び関西エリアを中心として引き続き受注活動に努めるとともに、東京支店を増員し、関東エリアへの受注活動も強化しました。その結果、ガーデンエクステリアに関しては、大手住宅メーカーとの協業による富裕層向けの高級外構造園工事等の売上が増加しております。ランドスケープに関しては、大手企業からの案件としては、大規模工業団地の整備事業及び公営施設の外構造園工事、東京支店においては温浴施設や公立学校の外構造園工事等の売上が増加しております。また、官公庁からの案件としては、過去に当社創業者による総指揮の下に改修した岐阜公園の再整備及び岐阜県庁前「ぎふ結のもり」公園が完成しております。これらの要因により増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,851,854千円（前連結会計年度比12.6％増）、営業利益は383,876千円（同22.5％増）、経常利益は369,958千円（同7.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は247,071千円（同11.8％増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は505,093千円であります。その主なものは、首都圏を中心とした関東エリアにおける営業体制強化のために、当社東京営業所を東京支店に昇格させるとともに新たに取得した土地建物へ移転しております。その投資額は439,913千円であります。また、その他には、当社本社駐車場の取得46,647千円、当社工事用車両の取得10,275千円に係る投資等であります。

③資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑵ 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 54 期 (2019年９月期)	第 55 期 (2020年９月期)	第 56 期 (2021年９月期)	第 57 期 (当連結会計年度) (2022年９月期)
売上高（千円）	4,088,282	3,853,988	4,309,677	4,851,854
経常利益（千円）	280,088	289,348	345,003	369,958
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	173,419	199,520	221,084	247,071
１株当たり当期純利益（円）	119.46	133.93	69.02	77.13
総資産（千円）	3,698,061	4,090,927	4,263,803	4,477,861
純資産（千円）	2,542,062	2,889,173	3,061,094	3,268,142

（注）１．当社は、2021年６月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第56期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 54 期 (2019年９月期)	第 55 期 (2020年９月期)	第 56 期 (2021年９月期)	第 57 期 (当事業年度) (2022年９月期)
売上高（千円）	3,044,710	2,770,349	3,414,843	3,937,321
経常利益（千円）	261,110	249,915	323,846	367,349
当期純利益（千円）	161,328	172,221	207,191	247,283
１株当たり当期純利益（円）	111.13	115.61	64.68	77.20
総資産（千円）	3,269,912	3,631,513	3,847,630	4,087,840
純資産（千円）	2,357,814	2,680,076	2,834,775	3,044,109

（注）１．当社は、2021年６月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第56期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

⑶ 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株 式 会 社 景 匠 館	58,500千円	100.0%	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、前連結会計年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境の悪化や、ロシア・ウクライナ情勢によるサプライチェーンの停滞、急激な円安による資源価格の高騰等により見通しが困難な状況にあります。

その一方で、カーボンニュートラルに向けた社会への要請や気候変動リスクへの対処から、造園緑化事業を取り巻く環境においては、自然再生を目指した緑化政策や自然療法をはじめ、造園に対する社会的需要が高まり続けています。このような中で、当社グループは、持続的な事業拡大に向け、以下の項目を優先的に対処すべき事業上の課題として取り組んでまいります。

①人材の確保と育成

当社グループが行う造園緑化事業では、設計や施工に関する技術は専門性が高く、熟練を要するため、一朝一夕では習得することが困難です。しかしながら、顧客に求められる品質・納期・価格を達成するためには、より多くの技術者を擁し、技術力を一層向上させることが必須であります。このため、今後の事業展開においては、優秀な人材の確保・育成及び技能の伝承が重要な課題となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い労働市場が一旦は冷え込むものの、求人倍率は徐々に上昇しており、優秀な人材確保という点においては、新卒・中途採用ともに業種を超えた競争状態にあります。このような状況において、当社は造園緑化事業の価値・魅力を積極的に発信するため、会社説明会の開催や合同企業展への参加、求人サイト・求人広告への掲載など、多彩なメディアを活用することに加え、インターンシップ制度の積極的な活用により、高等学校や大学との関係をより一層強化し、学生への認知度を高め、造園緑化事業として唯一の上場企業という優位性を活かすことで、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、「働き方改革」を推進することで従業員の生産性を高めるとともに、現場技術者の教育訓練を強化するために2022年５月に社内教育機関「岐阜造園アカデミー」を発足しております。これらにより、人材育成を加速させ、多くの現場経験を積むことで技能を伝承してまいります。

②営業エリアの拡大

事業規模を拡大するためには、現在の商圏に留まることなく、新規取引先の開拓と営業エリア拡大が必須であると認識しております。このための具体的なエリア戦略として、現在の主たる営業エリアである東海・近畿地区の他、関東地区への商圏拡大を目的として東京営業所を東京支店に昇格させました。今後も、東京支店においては、人員を増加し、営業基盤を確立させ、更なる営業強化を図ってまいります。これに伴い、東京・大阪・名古屋を中心とした三大都市圏を拠点とし、その近郊へと営業エリアを拡大するとともに、中国をはじめとする海外市場への進出も視野に入れ、事業規模の拡大を目指してまいります。

また、営業エリアの拡大と並行し、同業種のほか異業種も視野に入れたM＆Aや、相乗効果が期待できる企業との事業提携等のアライアンスに関しても積極的に推進してまいります。

③内部管理体制の強化

経営環境の変化に適応しつつ、更なる事業拡大を推進し企業価値を向上させるためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要な課題であると認識しております。当社では、2022年６月に取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。それにより、取締役の指名・報酬決定に関するプロセスを明確にし、利害関係者の皆様への説明責任を果たしてまいります。

当社グループでは、内部統制の実効性の向上に向けた環境・体制を柔軟かつ適正に整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に繋げていくことにより内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑸ 主要な事業内容（2022年９月30日現在）

事業区分	事業内容
ガーデンエクステリア	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス
ランドスケープ	公共施設や商業施設等の造園緑化工事の設計・施工及びメンテナンス

⑹ **主要な営業所**（2022年９月30日現在）

①当社

本社	岐阜県岐阜市
東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	愛知県名古屋市
長久手営業所（パインズ長久手）	愛知県長久手市
大阪営業所	大阪府大阪市

（注）東京営業所は、2022年７月16日をもって、東京支店となりました。

②子会社

株式会社景匠館	本社（大阪府大阪市）

⑺ **使用人の状況**（2022年９月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
137名（４名）	16名増（１名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名（3名）	17名増（２名減）	41.0歳	7.9年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2022年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社十六銀行	218,012千円
株式会社池田泉州銀行	23,344

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2022年９月28日付で、東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2022年９月30日現在）

①発行可能株式総数　8,000,000株
②発行済株式の総数　3,203,600株
③株主数　865名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
合同会社小栗達弘オフィス	560,400株	17.4%
小栗洋行	326,860	10.2
積水ハウス株式会社	300,000	9.3
小栗勝郎	224,360	7.0
岐阜造園社員持株会	187,400	5.8
株式会社十六銀行	140,000	4.3
小栗博文	110,000	3.4
大橋美智子	106,400	3.3
小栗栄一	95,700	2.9
林勝美	87,800	2.7

（注）１．当社は自己株式362株を保有しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

①事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2019年12月26日
新株予約権の数		100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　20,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり156,200円 （１株当たり 781円）
権利行使期間		2022年２月26日から 2028年１月31日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　80個 目的となる株式数　16,000株 保有者数　３人

（注）新株予約権の行使条件

１．新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人たる地位を有することを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職等の正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

２．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

３．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４．当社は、2021年６月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2022年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小栗達弘	株式会社景匠館 取締役
代表取締役社長	山田準	
常務取締役	小栗栄一	ランドスケープ事業部担当
取締役	舟橋恵一	管理部担当
取締役	川下保博	株式会社景匠館 取締役会長
取締役	山本秀樹	公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役
取締役	横井良栄	よこいよしえ社会保険労務士事務所 代表 ポバール興業株式会社 社外取締役
常勤監査役	井川智康	株式会社景匠館 監査役
監査役	加藤孝浩	加藤孝浩会計事務所 所長 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング 社外監査役
監査役	川島典子	川島典子司法書士事務所 所長

（注）１．取締役山本秀樹氏及び取締役横井良栄氏は、社外取締役であります。
２．監査役加藤孝浩氏及び監査役川島典子氏は、社外監査役であります。
３．監査役加藤孝浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

③取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の報酬等に関する方針

・基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を動機付けるものであること、優秀な人材の確保に資するものであることに加え、透明性・客観性の高い報酬制度とすることを基本方針とする。当社の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬である賞与、退職慰労金、ストック・オプションに関する報酬で構成されており、個々の報酬の額は、各職責と業績等に対する貢献度に基づき、同規模又は同業種の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準とすることを基本方針とする。当社の社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任期間に応じて、当社の業績、従業員の給与の水準も考慮しながら、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。

・業績連動報酬である賞与の額の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与の額は、各期の経常利益を算定指標とし、経常利益の目標額（単年度事業計画の値）に対する実績に応じて決定した係数を、役位ごとに設定する業績連動報酬基準額に乗じて算出する。賞与の額は、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。賞与は、事業年度終了後、一定の時期に一括して支給する。

・退職慰労金に関する方針

退職慰労金に関しては、株主総会の決議をもって、役員退職慰労金規程に定める算定基準により、役位、職責、在任期間等を勘案し業績等を考慮のうえ、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会が個別の支給額を決定するものとする。退職慰労金は、役員退任後に支給する。

・ストック・オプション報酬に関する方針

ストック・オプション報酬に関しては、個人別の付与数及び付与時期等を、その公正価格や基本報酬の程度、各取締役（社外取締役を除く）の貢献度を勘案し、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。

・基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類別の割合については、当社の企業価値の向上に資するインセンティブとして適切な割合となるよう、当社と同規模又は同業種の企業の水準等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とし、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により、当該割合の範囲内において各取締役の報酬等の内容を決定するものとする。

・監査役の報酬に関する基本方針

監査役に関する報酬は監査役の協議により、個人配分を決議しております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年５月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち、社外取締役は１名）です。また、2019年12月26日開催の定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役は２名）です。監査役の報酬限度額は、2016年５月31日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

ハ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）					対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	退職慰労金	その他	
取締役 （うち社外取締役）	64,245 (6,200)	59,840 (6,200)	－	52	3,753	600	7 （3）
監査役 （うち社外監査役）	8,380 (4,800)	7,920 (4,800)	－	－	260	200	3 （2）
合計 （うち社外役員）	72,625 (11,000)	67,760 (11,000)	－	52	4,013	800	10 （5）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．ストック・オプションは、当事業年度において計上した株式報酬費用を記載しております。
３．退職慰労金は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。
４．取締役の支給人員は、無報酬の取締役１名を除いており、2021年12月24日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名を含めております。

④社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役山本秀樹氏は、公認会計士山本秀樹事務所所長、株式会社アルファコンサルティング代表取締役、アルファ税理士法人代表社員及び中央発條株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役横井良栄氏は、よこいよしえ社会保険労務士事務所代表及びポバール興業株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役加藤孝浩氏は、加藤孝浩会計事務所所長、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役及び株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役川島典子氏は、川島典子司法書士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山本秀樹	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に財務・会計等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
取締役	横井良栄	2021年12月24日就任からの当事業年度に開催された取締役会10回中10回に出席し、社会保険労務士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に法令・労基法等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議の中心となり、取締役会に答申・助言するにあたり、特に重要な役割を果たしております。
監査役	加藤孝浩	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会14回中14回にそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
監査役	川島典子	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会14回中14回にそれぞれ出席し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。

⑷ 会計監査人の状況

①名称　　有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
・法令違反又はコンプライアンスの懸念事象を予防及び発見するため、通報制度を「内部通報規程」に基づき運営する。
・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の業務の執行に係る重要な情報は文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
・保存又は管理する電磁的記録については、セキュリティを確保し、情報の毀損や流出を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理の統括部署として、管理部経営企画課を主幹部署と定め、全社的なリスク管理体制を確立する。また、「リスク管理規程」に従い、当社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
・基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するため、バックアップを整備する。
・不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長の指示の下、損失の低減と早期の正常化を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会を月１回定期的に開催する他、必要に応じ開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
・業務分掌規程及び職務権限規程により、職務執行に係る権限・責任を明確にする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
・内部監査部門は、社内規程に基づき子会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、業務の正確性及び信頼性を確保する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
・取締役は、監査役に対し、法令に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項について速やかに報告する。
・使用人は、監査役にコンプライアンスに関する報告・相談を直接行うことができる。
・当社は、上記報告・相談を行った使用人等に対し、監査役に相談・通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行わない。
・内部監査、内部通報及び各委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
・重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会に出席するとともに、稟議書等重要な決裁案件の回付を受ける。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、その実効性を確保するために必要な環境の整備を行う。
・監査役は、各部門に対して、随時、必要に応じ監査への協力を求めることができる。
・監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

⑨反社会的勢力の排除に関する体制

・役員及び使用人は、いかなる場合においても反社会的勢力等との接点を持たないよう努める。

・反社会的勢力に関する属性確認は、「反社会的勢力排除規程」等に基づいて行う。

・暴力追放推進センター及び県警等からの情報収集に努め、有事の際には連携して対応にあたる。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組

・当社では、原則として毎月１回、取締役、常勤監査役、部門長で構成されるコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンスの推進に関する基本方針、重要事項等を審議しております。

・内部通報規程に基づき社外に内部通報窓口を設置し、社員等からの違反行為等に関する通報又は相談を受け付けております。内部通報窓口にて受け付けられた通報又は相談については、管理部担当役員にて調査がなされ、違法行為等が明らかとなった場合には社長に報告し、コンプライアンス是正のための措置を講じております。

・内部監査部門は監査計画を作成し、日常業務が法令及び定款に適合し、かつ社内規程に則り適正に運営されているか監査を実施しております。監査の結果は社長に報告がなされ、必要となる対策を実施しております。

②リスク管理体制の強化

・管理部経営企画課は、各部門のリスク管理状況について監査を行い、リスク管理方法に問題がある場合には管理責任者への報告を行います。また、管理責任者は問題についての改善を実施しております。

③企業グループにおける業務の適正の確保

・子会社の重要事項を決定する場合には、関連する当社の管轄役員及び本部長を交えた合議制とする運用を行っております。

・内部監査部門による子会社監査を年１回以上行っております。

④監査役の監査体制

・常勤監査役は、取締役会のみならず、重要な会議体に出席し、当社の業務執行に関する重要な情報を逐次、監査役に報告しております。

連結貸借対照表

（2022年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,754,212**	**流動負債**	**984,970**
現金及び預金	1,823,220	支払手形・工事未払金	392,042
受取手形・完成工事未収入金	727,580	短期借入金	200,000
未成工事支出金	13,734	１年内返済予定の長期借入金	23,012
販売用不動産	142,543	未払法人税等	85,008
その他	50,310	未成工事受入金	60,122
貸倒引当金	△3,176	賞与引当金	37,592
固定資産	**1,723,648**	完成工事補償引当金	7,574
有形固定資産	**1,432,929**	その他	179,618
建物及び構築物	505,873	**固定負債**	**224,747**
土地	896,228	長期借入金	18,344
その他	30,827	役員退職慰労引当金	179,444
無形固定資産	**9,390**	退職給付に係る負債	26,799
投資その他の資産	**281,328**	その他	160
投資有価証券	106,086	**負債合計**	**1,209,718**
繰延税金資産	36,949	（純資産の部）	
保険積立金	83,600	**株主資本**	**3,256,644**
その他	65,530	資本金	396,417
貸倒引当金	△10,839	資本剰余金	337,715
		利益剰余金	2,522,755
		自己株式	△243
		その他の包括利益累計額	**9,853**
		その他有価証券評価差額金	9,853
		新株予約権	**1,643**
		純資産合計	**3,268,142**
資産合計	**4,477,861**	**負債純資産合計**	**4,477,861**

連結損益計算書

（自　2021年10月１日
至　2022年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,851,854**
売上原価		**3,533,777**
売上総利益		**1,318,076**
販売費及び一般管理費		**934,200**
営業利益		**383,876**
営業外収益		
受取配当金	4,521	
受取地代家賃	7,005	
保険返戻金	4,198	
投資不動産売却益	4,435	
その他	7,445	**27,606**
営業外費用		
支払利息	804	
株式公開費用	16,233	
投資有価証券評価損	12,632	
不動産賃貸費用	8,386	
その他	3,468	**41,524**
経常利益		**369,958**
税金等調整前当期純利益		**369,958**
法人税、住民税及び事業税	134,634	
法人税等調整額	△11,746	**122,887**
当期純利益		**247,071**
親会社株主に帰属する当期純利益		**247,071**

連結株主資本等変動計算書

（自　2021年10月１日
　至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	396,417	337,715	2,323,677	△243	3,057,567
会計方針の変更による累積的影響額			16,070		16,070
会計方針の変更を反映した当期首残高	396,417	337,715	2,339,748	△243	3,073,638
当期変動額					
剰余金の配当			△64,064		△64,064
親会社株主に帰属する当期純利益			247,071		247,071
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	183,006	－	183,006
当期末残高	396,417	337,715	2,522,755	△243	3,256,644

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,157	2,157	1,369	3,061,094
会計方針の変更による累積的影響額				16,070
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,157	2,157	1,369	3,077,165
当期変動額				
剰余金の配当				△64,064
親会社株主に帰属する当期純利益				247,071
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,696	7,696	274	7,970
当期変動額合計	7,696	7,696	274	190,977
当期末残高	9,853	9,853	1,643	3,268,142

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数　　1社

主要な連結子会社の名称　　株式会社景匠館

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数　　1社

主要な持分法適用の関連会社の名称　　株式会社晃連

持分法適用会社の事業年度は、連結会計年度と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②　棚卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　７年～45年

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑷ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑸ 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症は、当社グループの事業活動に影響を及ぼしておりますが、適切な対応を実施していることもあり、その影響は限定的であります。しかし、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難です。そのため、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等については、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、その影響が翌年度以降も限定的であるとの仮定を前提として会計上の見積りを行っております。

【会計方針の変更に関する注記】

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計期間の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当連結会計年度の売上高は23,594千円増加し、売上原価は17,926千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,667千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は16,070千円増加しております。なお、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」に表示しておりました「受取利息」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

⑴当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度における一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高は1,245,552千円であります。

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を採用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末時点における工事進捗度を計算する必要があり、それらを算出するには、見積りによる仮定を前提とする必要があります。また、建設資材や労務単価等の価格変動、工事契約の改訂等、事前予測が困難な事象が工事着工後に発生する場合には、その仮定に不確実性を与えることがあります。そのため、それらの予測できない事象が発生した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産

建物及び構築物	303,779千円
土地	314,665
計	618,444

⑵ 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	23,012
長期借入金	18,344
計	241,356

2．有形固定資産の減価償却累計額　215,939千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,203,600	－	－	3,203,600
合計	3,203,600	－	－	3,203,600
自己株式				
普通株式	362	－	－	362
合計	362	－	－	362

2．配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月24日定時株主総会	普通株式	32,032	10	2021年9月30日	2021年12月27日
2022年5月13日取締役会	普通株式	32,032	10	2022年3月31日	2022年6月1日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32,032	10	2022年9月30日	2022年12月27日

3．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　74,000株

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入等により調達する場合があります。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後３年であります。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
投資有価証券（※2）	99,779	99,779	－
資産計	99,779	99,779	－
長期借入金（※3）	41,356	41,134	△221
負債計	41,356	41,134	△221

（※1）現金については、記載を省略しております。また、預金、受取手形、完成工事未収入金、支払手形、工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は6,306千円であります。

（※3）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	99,779	－	－	99,779

（２）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金（※）	－	41,134	－	41,134

（※）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	区分		合計
	ガーデンエクステリア	ランドスケープ	
一時点で移転される財	630,598	247,217	877,816
一定の期間にわたり移転される財	2,259,929	1,714,108	3,974,038
顧客との契約から生じる収益	2,890,528	1,961,326	4,851,854
外部顧客への売上高	2,890,528	1,961,326	4,851,854

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】　4．会計方針に関する事項 ⑸ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	297,652千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	363,903
契約資産(期首残高)	366,637
契約資産(期末残高)	363,676
契約負債(期首残高)	80,023
契約負債(期末残高)	60,122

契約資産は、顧客との工事契約について期末時点における充足した履行義務に基づき認識した収益のうち未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、個々の支払条件に従い、受領しております。契約負債は、顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は77,805千円であります。

なお、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動や、過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益に重要な事項はありません。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

未充足の残存履行義務は、当連結会計年度末において1,930,707千円であります。当該履行義務は、主として工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて概ね３年以内に完成工事高として認識されると見込んでおります。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	1,019円75銭
１株当たり当期純利益	77円13銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	76円70銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

（2022年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,332,989**	**流動負債**	**876,745**
現金及び預金	1,482,772	支払手形	82,050
受取手形	57,183	工事未払金	261,392
完成工事未収入金	597,638	短期借入金	200,000
未成工事支出金	8,743	１年内返済予定の長期借入金	3,336
販売用不動産	142,543	未払金	49,339
原材料及び貯蔵品	9,457	未払費用	57,607
前払費用	3,795	未払法人税等	84,483
その他	33,996	未成工事受入金	55,080
貸倒引当金	△3,141	前受金	14,256
固定資産	**1,754,851**	預り金	2,089
有形固定資産	**1,370,307**	前受収益	1,036
建物	437,744	賞与引当金	26,619
構築物	47,188	完成工事補償引当金	4,422
機械及び装置	47	その他	35,030
車両運搬具	14,539	**固定負債**	**166,984**
工具、器具及び備品	14,239	長期借入金	4,996
土地	856,548	退職給付引当金	26,799
無形固定資産	**3,775**	役員退職慰労引当金	135,029
ソフトウエア	3,775	その他	160
その他	0	**負債合計**	**1,043,730**
投資その他の資産	**380,767**	（純資産の部）	
投資有価証券	89,515	**株主資本**	**3,036,771**
関係会社株式	129,441	**資本金**	**396,417**
出資金	30	**資本剰余金**	**337,715**
破産更生債権等	5,139	資本準備金	337,715
長期前払費用	708	**利益剰余金**	**2,302,881**
繰延税金資産	33,581	利益準備金	12,876
保険積立金	77,416	その他利益剰余金	2,290,005
その他	50,073	別途積立金	960,000
貸倒引当金	△5,139	繰越利益剰余金	1,330,005
		自己株式	**△243**
		評価・換算差額等	**5,694**
		その他有価証券評価差額金	**5,694**
		新株予約権	**1,643**
		純資産合計	**3,044,109**
資産合計	**4,087,840**	**負債純資産合計**	**4,087,840**

損 益 計 算 書

（自　2021年10月１日
至　2022年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,937,321**
売上原価		**2,860,846**
売上総利益		**1,076,474**
販売費及び一般管理費		**695,292**
営業利益		**381,181**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,822	
受取地代家賃	8,245	
保険返戻金	4,198	
投資不動産売却益	4,435	
その他	5,006	**26,708**
営業外費用		
支払利息	590	
株式公開費用	16,233	
投資有価証券評価損	12,632	
不動産賃貸費用	8,386	
その他	2,700	**40,541**
経常利益		**367,349**
税引前当期純利益		**367,349**
法人税、住民税及び事業税	130,957	
法人税等調整額	△10,892	**120,065**
当期純利益		**247,283**

株主資本等変動計算書

（自　2021年10月１日
至　2022年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	396,417	337,715	337,715	12,876	960,000	1,131,303	2,104,180	△243	2,838,069
会計方針の変更による累積的影響額						15,483	15,483		15,483
会計方針の変更を反映した当期首残高	396,417	337,715	337,715	12,876	960,000	1,146,786	2,119,663	△243	2,853,552
当期変動額									
剰余金の配当						△64,064	△64,064		△64,064
当期純利益						247,283	247,283		247,283
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	183,218	183,218	－	183,218
当期末残高	396,417	337,715	337,715	12,876	960,000	1,330,005	2,302,881	△243	3,036,771

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,664	△4,664	1,369	2,834,775
会計方針の変更による累積的影響額				15,483
会計方針の変更を反映した当期首残高	△4,664	△4,664	1,369	2,850,258
当期変動額				
剰余金の配当				△64,064
当期純利益				247,283
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,358	10,358	274	10,632
当期変動額合計	10,358	10,358	274	193,851
当期末残高	5,694	5,694	1,643	3,044,109

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

⑵ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

⑶ 棚卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　７年～39年

⑵ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑶ 完成工事補償引当金
完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

⑷ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から、中小企業退職金共済制度における給付相当額を控除した額を計上しております。

⑸ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準
工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

（追加情報）
新型コロナウイルス感染症は、当社の事業活動に影響を及ぼしておりますが、適切な対応を実施していることもあり、その影響は限定的であります。しかし、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難です。そのため、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等については、当事業年度末において入手可能な情報に基づき、その影響が翌年度以降も限定的であるとの仮定を前提として会計上の見積りを行っております。

【会計方針の変更に関する注記】

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当事業年度の売上高は1,951千円増加し、売上原価は1,494千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ457千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は15,483千円増加しております。なお、収益認識会計基準第89-２項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

⑴当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高は1,114,966千円であります。

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産

建物	296,627千円
土地	274,985
計	571,612

⑵ 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	3,336
長期借入金	4,996
計	208,332

2．有形固定資産の減価償却累計額　188,052千円

3．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社景匠館　9,680千円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務　4,973千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	67,589千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	362株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	8,018千円
役員退職慰労引当金	40,400
投資有価証券評価損	15,138
減損損失	47,822
その他	31,810
繰延税金資産小計	143,190
評価性引当額	△107,178
繰延税金資産合計	36,012
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,431
繰延税金負債合計	△2,431
繰延税金資産の純額	33,581

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子 会 社	株式会社景匠館	直接　100.0%	債務保証 役員の兼任	子会社の銀行借入に対する債務保証（注）	9,680	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）銀行借入に対して当社が債務保証を行っております。なお、保証料の受領はしておりません。

【収益認識に関する注記】

連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【１株当たり情報に関する注記】

１株当たり純資産額	949円81銭
１株当たり当期純利益	77円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	76円77銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社岐阜造園
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　上　圭　祐

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　原　由　寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岐阜造園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社岐阜造園
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　上　圭　祐

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　原　由　寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2021年10月1日から2022年9月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年10月１日から2022年９月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

株式会社岐阜造園　監査役会

常勤監査役　井川智康 ㊞

社外監査役　加藤孝浩 ㊞

社外監査役　川島典子 ㊞

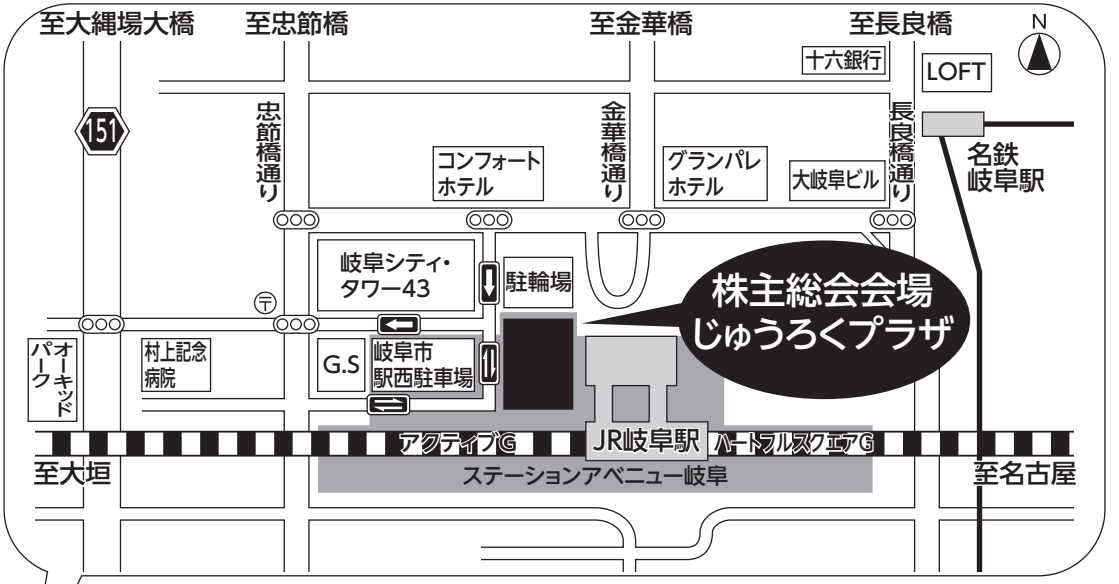
以　上

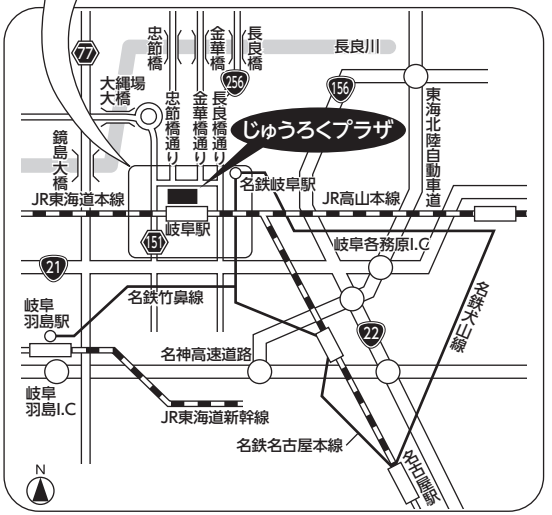
メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ　５階　中会議室１
岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
ＴＥＬ．(058) 262－0150㈹





〔交通機関のご案内〕

●JR岐阜駅より　……徒歩／約２分
●名鉄岐阜駅より……徒歩／約７分
●岐阜各務原I.Cより約10km　……車／約15分
●岐阜羽島I.Cより約15km　……車／約20分

〔駐車場のご案内〕

※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。

●会場周辺は禁煙地域となっております。

UD FONT

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK